

## 資料 2

### 部会決議報告

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

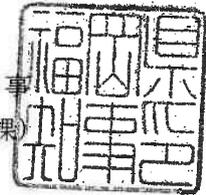




3自第520号  
令和3年7月21日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事  
(環境部自然環境課)



白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

白島鳥獣保護区特別保護地区については、令和3年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き鳥類の集団繁殖地の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



3福環審第11号  
令和3年9月6日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



白鳥鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和3年7月21日付3自第520号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申  
します。

記

白鳥鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当である。

## 白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について

### (1) 特別保護地区の名称

白島鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域及び面積

北九州市若松区に所在する男島の最北端の岬を起点とし、同島東側の海岸線の干潮線に沿って約500メートル進み白島国家石油備蓄基地の北護岸に至り、同地点から白島国家石油備蓄基地の埋立地と地山の境界に沿って約900メートル進み白島国家石油備蓄基地の西護岸に至り、同地点より南西に進み海岸線に至り、干潮線に沿って北西に約350メートル進んだ地点に至り、同地点から西に100メートルの海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北に進み男島最北端の岬北方100メートルの海面に至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域、ハンドー島、桂岩並びに北九州市若松区に所在する女島全島及び女島最北端の黒瀬岬を起点とし、干潮線に沿って西へ約800メートル進んだ地点に至り、同地点から南西に100メートル進んだ海面に至り、干潮線から100メートルの海上を北西へ進み、更に北東へ進み黒瀬岬の海上100メートルに至り、起点と結ぶ線で囲まれた区域

### (2) 特別保護地区の存続期間

令和3年11月15日から令和13年11月14日まで（10年間）

### (3) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

### (4) 特別保護地区指定の理由

白島鳥獣保護区は、北九州市若松区脇田の沖合い8キロメートルに位置し、男島、女島の2島を中心にしてハンドー島、桂岩から構成されており、通称白島と呼ばれている。男島、女島共にその北西部は断崖絶壁となっており、周辺には岩礁がある。

男島の南東部分に隣接した白島国家石油備蓄基地内には作業員が常駐しているが、当該区域とは施錠されたフェンスで仕切られており、当該区域内は無人である。島内は、タブノキ、ヤブニッケイ、シロダモ等の樹木、ノシラン、ムサシアブミ、キノクニスゲ等の草本のほか、トベラ、ハマヒサカキ、ハマウド等の海岸性植物が密生している。このような自然環境を反映して、当該区域はオオミズナギドリの繁殖を確保するため特に重要な中核的區域となっている。

また、福岡県レッドデータブック2011で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカラスバト（天然記念物）やハヤブサのほか、ミサゴ等の繁殖が確認されている。また、当該区域の海上部分はオオミズナギドリ、白島周辺で確認されている絶滅危惧ⅠA類のカンムリウミスズメ（天然記念物）の採餌場所として重要である。

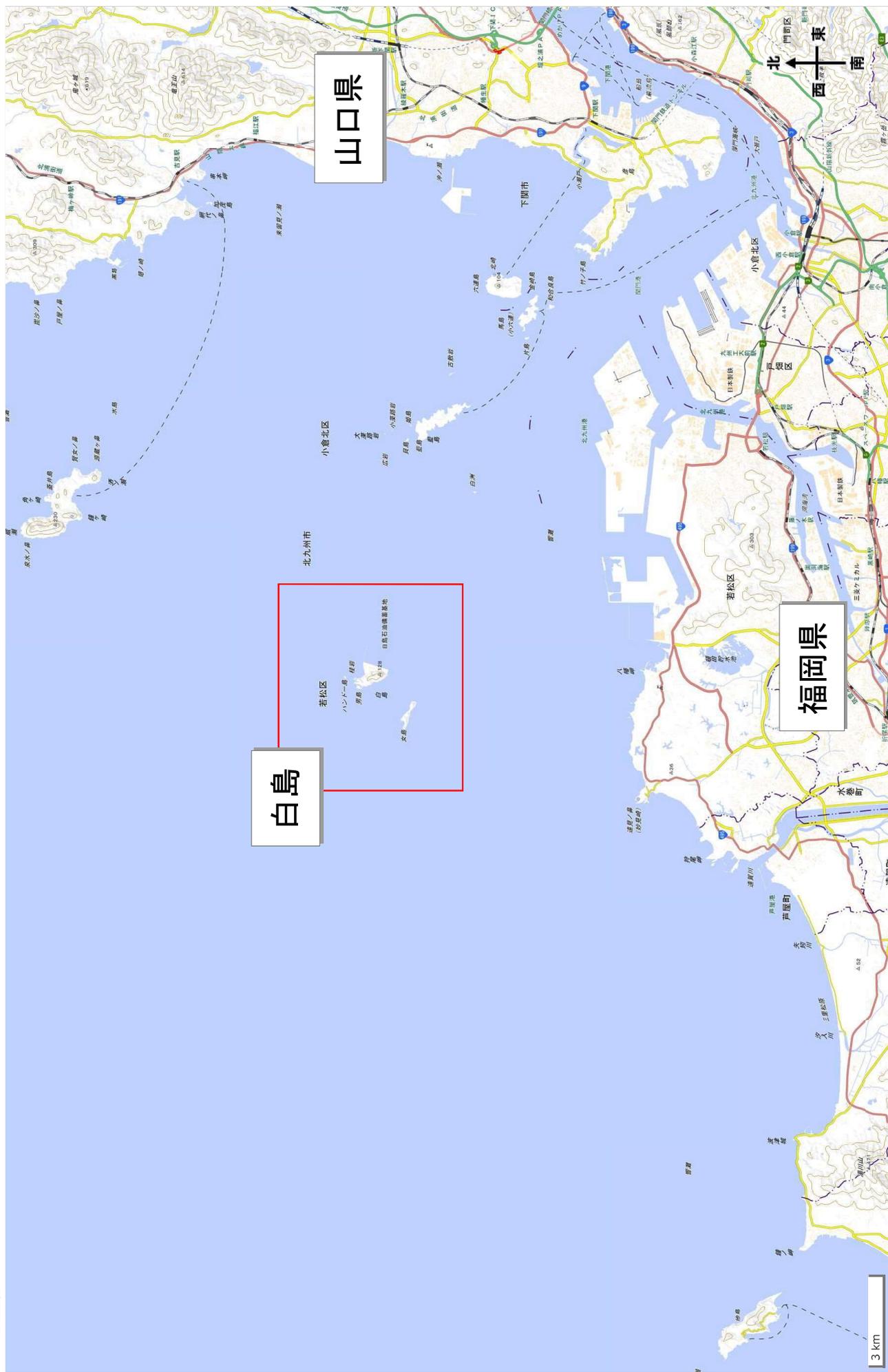
このため、当該区域全域が鳥類の集団繁殖地として重要であることから、県指定の特別保護地区に指定し、当該地域で集団繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

(7) 保護管理方針

当該区域内は無人のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

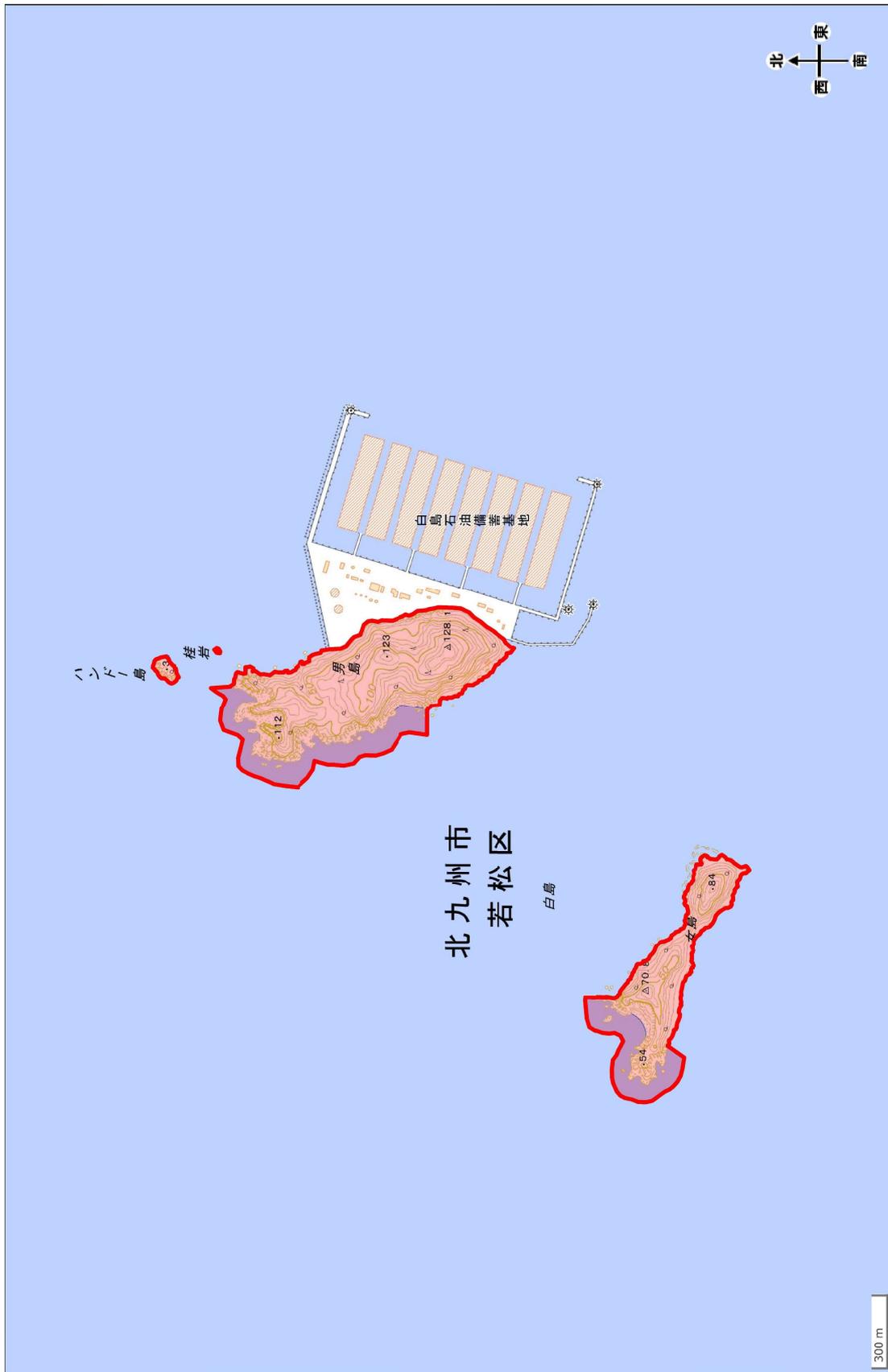
# 白島鳥獣保護区特別保護地区位置図

地理院地図  
GSI Maps



# 白島鳥獣保護区特別保護地区区域図

地理院地図  
GSI Maps



凡例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	